

23文科初第607号
平成23年7月29日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事 殿
附属高等学校、中等教育学校を置く各国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局長
山中 伸 一

(印影印刷)

被災県の平成24年3月新規高等学校等卒業予定者の
求人確保等について（通知）

このたびの東日本大震災により、新規高等学校等卒業者の雇用に大きな影響が生じているところですが、来年3月に卒業を予定する生徒を対象とした求人に関し、被災県における受付状況が、別添1のとおり、昨年と比べて低調な状況であり、また、被災県の新規高等学校等卒業予定者（以下「被災県新卒者」という）の就職希望者のうち特に県外就職を希望する者の割合が昨年と比べて大幅に増加する傾向も見られる（別添2参照）など、被災県新卒者を取り巻く就職環境は大変厳しい状況が予想されます。

現在被災県においては、高等学校とハローワークが連携を図りながら被災県新卒者のための求人開拓を鋭意進めているところですが、それでもなお上記のような厳しい状況にあることを踏まえ、被災県新卒者のための求人をさらに確保するためには、被災県のみならず、首都圏等の被災県以外の地域においても求人を開拓することが重要です。

このため、文部科学省と厚生労働省においては、両省が連携して、別添3のとおり、両省の大臣の連名により経済団体・業界団体への求人確保の要請を行うとともに、両省の大臣政務官が主要経済団体を訪問して求人確保を要請することとしているほか、厚生労働省においては、県外就職を望む被災県新卒者の多くが首都圏での就職を希望することが見込まれるため、首都圏の労働局を中心に全国の労働局に対し、別添4のとおり、被災県新卒者のための求人開拓を指示しています。

各都道府県・指定都市におかれては、こうした被災県新卒者を取り巻く厳しい就職環境に鑑み、貴管内の地域において上記の取組が行われることについて御理解いただきますようお願いいたします。

また、各教育委員会や貴管内の高等学校等が企業等と接触する中で、被災県新卒者の採用に積極的な企業等の情報を得た場合に管轄のハローワークにご一報いただく等、被災県新卒者の就職環境の改善に向けて可能な御協力をいただきますようお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の高等学校等並びに域内の関係市町村教育委員会に対して、各都道府県知事におかれては、所轄する高等学校等に対して、各附属学校を置く国立大学法人におかれては、附属学校に対して、このことについて周知いただきますようお願いいたします。

(担当)

初等中等教育局児童生徒課

指導調査係 春山、堀江、酒井

電話：03-5253-4111(内線:3291, 2390)

FAX：03-6734-3735

E-Mail：jidou@mext.go.jp

平成 24 年 3 月高校新卒者対象求人の受付開始後 5 日間の状況

- 宮城県では 28.1%、福島県では 41.1% の大幅な減少となっている。なお、岩手県では前年同期比 20.6% の増加。

労働局	求人人数 (※)		
	平成 23 年度	平成 22 年度	増減割合
岩 手	4 1 6	3 4 5	20.6%
宮 城	4 8 6	6 7 6	▲ 28.1%
福 島	2 9 7	5 0 4	▲ 41.1%
47 都道府県の合計	40,346	44,352	▲ 9.0%

※ 求人人数は、求人事業所を管轄するハローワークが、求人受理開始後（例年 6 月 20 日）から 5 日間（土日を除く）に受け付けた数である。

(参考) 高校新卒者の採用選考スケジュール

6 月 20 日 ハローワークにおいて求人申込の受付開始

7 月 1 日 学校への求人申込及び学校訪問開始

※ 高校生を対象とした求人については、ハローワークにおける求人の受理内容の確認の後、学校に求人が提出されることとなる。

9 月 5 日 企業へ生徒の公募書類提出開始

9 月 16 日 選考開始及び採用内定開始

以上

平成 2 4 年 3 月高校新卒者の求職動向について

○ 県外就職希望率が、宮城県で 5. 2 %、福島県で 6. 3 %、前年度に比べてそれぞれ上昇している。なお、岩手県では前年度比 1. 6 %の減少。

	学校又はハローワーク紹介による就職希望者数			左記のうち県外就職希望者の状況				
	平成 23 年度	平成 22 年度	増減	平成 23 年度		平成 22 年度		希望率の増減
				人数	希望率	人数	希望率	
岩手	3,899	3,955	▲1.4%	1,275	32.7%	1,358	34.3%	▲1.6%
宮城	3,180	3,314	▲4.0%	637	20.0%	489	14.8%	5.2%
福島	5,975	6,029	▲0.9%	1,397	23.4%	1,033	17.1%	6.3%
47 都道府県合計	188,481	187,863	0.3%	26,721	14.2%	27,535	14.7%	▲0.5%

※ 「学校又はハローワークの紹介による就職希望者数」には、自営、縁故就職、公務員への応募等学校又はハローワークの紹介によらない就職を希望する者を含まない。

※ 宮城県の数値には、東日本大震災の影響により集計を実施できていない一部ハローワーク（塩釜所、古川所、迫所、気仙沼所）の数値は含まれない。また、平成 23 年度と平成 22 年度を対比する関係上、平成 22 年度の宮城県の数値についても、平成 23 年度と同様に、一部ハローワークの数値を含めていない。

以上

平成 23 年 7 月 29 日

(主要経済団体の長) 殿

新規学校卒業者等の採用に関する要請書

東日本大震災により、多くの企業が多大な被害に見舞われる中、新規学校卒業者等の積極的な採用に取り組んでいただき、厚くお礼申し上げます。

来春の新規高等学校卒業者については、6月よりハローワークにおいて求人の受付を開始したところですが、求人の出足は低調であり、特に、東日本大震災の被災地については、大変厳しい状況となっています。

このままでは、将来ある新規高等学校卒業者が社会人としての第一歩を踏み出すことができない可能性があることから、全国のハローワークにおいては、学校等との連携による求人開拓を進めているところですが、さらに、被災地の新規高等学校卒業者の求人確保のために、文部科学省及び厚生労働省の連携により、被災地以外も含め全国で集中的に求人開拓を実施することとしています。

しかしながら、新規高等学校卒業者の就職環境の改善には、政府の取組だけではなく、企業の皆様の御理解と御協力が不可欠です。

厳しい経済情勢の中ではありますが、こうした政府の取組について御理解をいただくとともに、未来の日本を支える新規高等学校卒業者のために、また、特に厳しい状況にある被災地の新規高等学校卒業者のために、採用枠の拡大や追加求人の提出を御検討いただき、一人でも多くの新規高等学校卒業者を採用していただくようお願いいたします。

また、新規中学校卒業生及び新規大学等卒業生についても全国的に大変厳しい就職環境にあることから、新規高等学校卒業生同様、採用枠の拡大や追加求人の提出の御検討をお願いいたします。

なお、被災地の新規高等学校卒業生及び新規中学校卒業生については、震災により指導要録等の記録を消失した等の理由により、学校が「学習の記録」など応募書類の一部を記載できない可能性があります。

こうした場合においても、不利益な取扱いを受けることなく、適性及び能力に基づく採用選考が行われるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

貴団体におかれましては、私どもの要請に何卒深い御理解を賜り、傘下団体及び事業主の皆様にご趣旨を徹底していただきたく、御協力をお願い申し上げます。

文部科学大臣

(署 名)

厚生労働大臣

(署 名)

職 発 0729 第 2 号
平成 23 年 7 月 29 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

東日本大震災被災地の新規高校卒業予定者の
厳しい就職環境を踏まえた緊急対策の実施等について

日頃より若年者の雇用対策にご尽力いただき感謝申し上げます。

新規学卒者の就職環境は全国的に厳しい状況であるが、特に東日本大震災により甚大な被害を受けた岩手、宮城及び福島労働局の管内（以下「被災地」という。）については、県内において新規高卒者対象の求人の増加が見込めず、非常に厳しい状況となっている。

被災地の新規高卒者の非常に厳しい就職環境を踏まえ、厚生労働大臣から、特に被災地の新規高卒者の就職希望が多い、埼玉、千葉、東京、神奈川の各労働局長に対し、被災地の新規高卒者のための求人確保に総力を挙げて取り組むよう、別添 1 のとおり緊急指示がなされたところである。

これを踏まえ、被災した新規高卒者が 1 人でも多く、本人の希望や適性・能力に応じた就職が実現できるよう、被災地の新規高卒者の希望に応じ、県外も含めて求人確保するために、下記のとおり緊急対策を実施することとした。

各労働局長においては、それぞれの管内の新規高卒者の就職環境も厳しいところであるが、被災地の新規高卒者の就職は、我が国全体で支援すべき課題であることから、速やかな実施に遺漏なきを期されたい。

記

1 被災地の新規高卒者のための集中求人開拓

平成 23 年 9 月 5 日の学校から求人企業への卒業予定者の推薦文書の提出開始までに、被災地の新規高卒者のための求人の総量を確保するため、被災地の新規高卒者の県外就職の希望状況等に基づき、各労働局において平成 23 年 8 月中に集中的に求人開拓に取り組むこと。

なお、特に被災地の新規高卒者の就職希望が多い埼玉、千葉、東京及び神奈

川労働局に対し、求人開拓の目標数を示すので、これらの労働局の労働局長は、自ら進捗状況を確認するとともに、

- ・ 被災地の新規高卒者の応募が見込まれる労働条件の求人であるか
- ・ 被災地の新規高卒者が遠隔地の求人に安心して応募できるよう、求人内容については十分に確認し、確認した内容は可能な限り求人票に記載しているか

についても確認すること。

なお、求人開拓の詳細については別途通知する。

2 その他の取組

上記に加え、厚生労働大臣と文部科学大臣の連名により、経済団体等に要請書を発出し、被災地の新規高卒者等のための求人提出等を要請したところである（別添2参照）。

詳細については、別途通知するが、各労働局において、1の求人開拓を実施する際には、本要請書を活用すること。

以上

※本通知における「別添2」については添付を省略する。

（別添1）

平成23年7月29日

埼玉・千葉・東京・神奈川 労働局長 殿

被災地の新規高卒者のための緊急求人開拓の実施について（指示）

日頃より労働行政の推進にご尽力いただき感謝申し上げます。
東日本大震災により甚大な被害を受けた岩手、宮城及び福島労働局管内においては、非常に厳しい雇用失業情勢となっており、来春の新規高卒者を対象とした求人の出足も非常に低調である。
このままでは、多くの将来ある新規高卒者が、本人及び関係者の就職に向けた努力にも関わらず、社会に出る第一歩で失業を経験することとなり、本人にとっても社会にとっても大きな損失となる。
このため、被災地の各労働局においても、求人開拓に全力を挙げているところであるが、被災地の非常に厳しい就職環境に鑑みると、県内だけではなく県外においても求人開拓を進め、全国で就職機会を確保していく必要がある。
被災地以外においても新規高卒者の就職環境は厳しく、新たな求人開拓は困難であることは十分に承知しているが、各労働局長が率先し、自局管内の新規高卒者のための求人開拓に加え、被災地の新規高卒者のための求人開拓を集中的に行い、将来ある新規高卒者が1人でも多く希望を持って社会に出られるよう、就職機会の確保に全力を尽くしていただきたい。

厚生労働大臣

（ 署 名 ）